

令和 7 年（2025 年）2 月 21 日
こども未来部こども政策課

第 3 期子育て・子育て支援行動計画（案）に関する意見公募手続の結果について

令和 7 年（2025 年）1 月 14 日～2 月 3 日に実施した意見公募手続の結果は下記のとおりです。

（1）集計結果

①提出方法別提出人数と意見件数

	提出方法	提出人数（人）	意見件数（件）
1	郵便	0	0
2	ファクシミリ	0	0
3	電子メール	10	44
4	電子申込システム	9	18
5	所管課への直接提出	2	14
6	その他	0	0
	合計	21	76

（上記以外に、政策等の案の内容とは直接関係のないもの 2 人 7 件の意見がありました。）

②市民等の区分別人数

	市民等	提出人数（人）	意見件数（件）
ア	市の区域内に住所を有する者	16	60
イ	市の区域内に事務所等を有する個人及び法人等	2	4
ウ	市の区域内に存する事務所等に勤務する者	1	9
エ	市の区域内に存する学校に在学する者	0	0
オ	市税の納税義務者	0	0
カ	意見公募手続に係る計画等に利害関係を有するもの	2	3
	その他（市民等の区分が未記入のもの）	0	0
	合計	21	76

（上記以外に、政策等の案の内容とは直接関係の無いもの 2 人 7 件の意見がありました。）

（２）提出意見の概要と市の考え方

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
1	P.2 計画策定の背景	13行目から16行目に「豊中市子ども健やか育み条例」について記載があります。 こども基本法においては、人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況、置かれている環境等にかかわらず、「全てのこども」について、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすることを定めています。また、「こども大綱」には、「個性や多様性が尊重され」、「成育環境等によって差別的取り扱いを受けることのないようにする。」と明記されています。 ですが、素案には、＜外国にルーツを持つこども（家庭）への支援＞としての項目はあるものの、いわゆるニューカマーの外国人の子ども（家庭）へ支援に視点が置かれている印象で、在日朝鮮人などのオールドカマーを含めた定住外国人の子ども（家庭）に対しての視座が欠けているように感じます。	本計画は、基本理念として「すべてのこどもの人権が尊重され、健やかに育ち、社会全体で子育て家庭を支え、こどもを愛情深く育むまち・とよなか」を掲げ、こどもの人権の尊重をすべての取組みの基礎としています。 また、本計画は、豊中市多文化共生指針と整合を図り、施策展開を推進するもので、国籍やルーツに関係なくすべての人の人権が尊重されるよう、教育・啓発などの施策を推進しています。具体的には、多文化共生指針に基づく、「人権尊重・多文化共生の意識づくり」、「国際理解の充実と国際・多文化共生教育の推進」、「ルーツの尊重」についての取り組みを進めています。
2	P.3 (1)計画の位置づけ	「こども基本法」第10条に基づく「市町村こども計画」に位置付けるとありますが、そもそも「子ども健やか育み条例」は、子どもの権利条約の基本理念を明記したこども基本法第3条の基本理念と合致しているわけではないため、位置付けには無理があります。こども基本法を受けた条例の改変が必要だと考えます。	「豊中市子ども健やか育み条例」は、こどもを含む多くの市民からの様々なご意見等を反映し、豊中市における子育て・子育て支援に関する基本的な考え方と将来にわたっての推進方策を明らかにしたものです。本条例では、日本国憲法及び児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）の理念に基づき、子どもの人権の尊重を全ての取組の基礎とすることと規定（条例第3条（基本理念））しており、現時点においては、条例改正の必要はないものと考えています。 本計画は、この条例に基づく計画であると同時に、こども基本法に基づく計画としても位置づけを行ったもので、本市に

			おけるこども施策を総合的に推進するため、こども基本法により策定された「こども大綱」を勘案し、「子ども・若者育成支援推進法」に基づく「市町村子ども・若者計画」等を包含し、一体的に策定するものです。
3	P.8～9 基本理念	「子育てしやすさNo.1 へ」と意欲的にこども施策を展開している豊中市を応援したいですが、この計画においても「公民連携」「公民協働」「民間事業者との協働」「民間資源」等のワードが目立ちます。民間との協働も大事ですが、主体として豊中市の公的責任が問われます。豊中市を主語として書き込んでほしいと考えます。こども施策に「ヒト・モノ・カネ」の投入をしてください。	本計画は、今後 5 年間に豊中市が実施主体として、子育て・子育て支援施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を定めたものです。第 11 章に記載のとおり、豊中市が全庁的な体制のもとに計画の推進を図りますが、地域全体で計画の推進を図るため、保護者や子ども関連施設、地域住民、事業者等との連携・協力が必要であると考えています。
4	P.9 基本理念	「安心して子育てできるよう地域全体で家庭を支える」ために、子育て世代以外も定時に退勤し、残業しなくてもゆとりの持てる給与にしなければならないと考えます。 そういったゆとりある生活の中で、地域の中で困っている人がいないかと気に掛けられる、市民一人ひとりの人権感覚が大事なのではないでしょうか。それが真の「包括」のはずです。	本計画では、重点施策 2 として「子育てはみんなで～子育ての社会化～」を掲げ、社会全体でこどもを育む環境づくりに取組むとともに、施策の柱 2-4 (2) において子育て家庭や企業・事業所に対してワーク・ライフ・バランス等に関する啓発を進めます。
5	P.15,22.49	「意見表明できる機会を実施」、「外国人親子の居場所を提供」、「孤立しがちな家庭」等の表記は“上から目線”のように感じられ、「伴走型」、「切れめのない」、「包括的」などの表記と矛盾していると感じます。 「仕事と家庭生活の両立」、「不登校児童生徒の保護者」、「障害児童生徒の保護者」「ひとり親家庭」「外国人親子」の気持ちに寄り添った計画にしてください。	ご意見をふまえ、以下のとおり、表現を改めます。 P.15 (修正前)「意見表明できる機会を実施」 (修正後)意見表明できる機会の充実 P.22 (修正前)「外国人親子の居場所を提供」 (修正後)外国人親子の居場所づくりを推進 P.49 (修正前)「孤立しがちな家庭」 (修正後)周囲とのつながりが希薄になりがちな家庭

6	P.12～13 ニーズ等調査等からみる状況と課題	令和 5 年「豊中市子育て・子育て支援に関するニーズ調査」報告書が豊中市 HP で公開されていません。ヒアリング調査の内容も不明です。「1 ニーズ等調査等からみる状況と課題」とありますが、調査結果の全体像が市民に知らされていないので、素案の記述、評価が妥当かどうか評価しようがなく、恣意的と言わざるを得ません。 2 3 年度に実施された調査報告書が 2025 年 1 月段階で公表されていないのは、おかしいです。素案をパブコメに付す前提が崩れています。	本計画の策定について諮問をしておりました、こども審議会等での議論の際には、ニーズ等調査の結果を資料として提出し審議をいただき、「1.ニーズ等調査等からみる状況と課題」にまとめたものです。ニーズ等調査結果報告書については、計画策定とともに、市 HP で公表をさせていただきます。今後につきましては、意見公募手続きにあたって、計画素案とあわせて確認していただけるよう、公表いたします。
7	P.12～13 ニーズ等調査等からみる状況と課題	「豊中市子育て・子育て支援に関するニーズ等調査」をしているのなら、その調査結果を公表し、パブコメの参考にできるよう、添付してほしかったです。	No.6 のとおり。
8	12～13 51,53,85	『1 ニーズ等調査等からみる状況と課題』で、「ニーズをとらえた事業や取組みの改善が必要」とあり、「保護者の不安感・負担感解消に向けた取組みが必要」なのはわかりますが、根本的な問題は、P.53 のみなさんの声にあるように「仕事と家庭生活の両立ができる労働環境の整備」にあるのではないのでしょうか。定時に仕事を終われない業務量、残業しなければ生活にゆとりを持たない社会構造にあるから、保護者の不安感・負担感に繋がっていると考えます。 そういった、根本的な社会構造を変えず、保護者の「ニーズ」があるからと民間委託（P.51・85）までして子育て施策をすることは、“働き方改革”と言わないといけないほどの過剰な労働環境を豊中市として容認することとなり、豊中市は民間委託することで儲けること	本計画では、重点施策 2 として「子育てはみんなで～子育ての社会化～」を掲げ、社会全体でこどもを育む環境づくりに取り組むとともに、施策の柱 2-4（2）において子育て家庭や企業・事業所に対してワーク・ライフ・バランス等に関する啓発を進めます。 子育ての社会化にあたっては、保護者の負担軽減・安心感の向上のために、様々な人や組織が連携を強化し、公民で多様な支援・サービスの充実、安心して子育てできる環境づくりを進めます。

		しか考えていないように思えます。 真に「ニーズ」があり、大事だと考えるなら民間委託せずに行政として責任を持って施策を実施するべきで、本計画素案では、保護者の実質的な不安感・負担感解消になっていないと考えます。	
9	P.14 これまでの 取組みと今 後の課題	これまでの取組みとして「35 人学級の推進」とありますが、さらに発展させ「30 人以下学級」を市としてもめざす目標を設定してください。	国の動向を見据えながら必要に応じて国・府へ要望してまいります。
10	P.14 これまでの 取組みと今 後の課題	小規模校の良さが失われる統廃合や大規模校となる小中一貫校の推進を止めてください。小規模校では児童 1 人 1 人への細やかな配慮が行いやすいと考えます。	学校規模の課題につきましては、平成 15 年（2003 年）の「教育的視点からみた学校の適正規模」及び平成 26 年（2014 年）の「学校規模と通学区域に関する課題の解消に向けた基本方針」を踏まえ、取組みを進めており、令和 5 年（2023 年）5 月に策定した「小中一貫教育の推進に向けた基本的な考え方」に基づき、保護者や地域住民、学校関係者に丁寧な説明を行いながら、着実に事業を進めていきます。
11	P.14 これまでの 取組みと今 後の課題	子どもたちの興味・関心が高まり、知識探求意欲が高まる一方で、タブレットでゲームをしている、タブレット依存、外遊びをしなくなった、視力の低下などの問題点も保護者・教員からも心配する声があがっています。この心配の声にどう答えているのでしょうか。また、タブレット使用時間を増やせと押し付けられているという声もあります。人と人との関わりの中での豊かな育ちをもっと大事にしてほしいと考えます。	ご意見のとおり、主にタブレット端末の長時間の利用による健康面への影響など、配慮が必要なこともありますので、様々な調査研究の結果を注視しながら、取組みを進めてまいります。 タブレット端末の利用に関しましては、フィルタリングや端末管理のソフトによる不適切なサイトの閲覧制限の実施や、各学校や家庭の状況に応じたスクリーンタイムの設定についての周知等の取組みを行っているところです。 しかし、子どもたちも、いずれは管理されていない環境でスマートフォンをはじめとした ICT 機器を使用することを考えると、子どもたち自身が、メディアバランスに配慮しながら利用したり、情報発信における責任に気をつけたり、自律

			的に考えながらデジタル社会の良き担い手になるための力を育成することも重要ですので、各学校におけるデジタル・シティズンシップの観点からの教育も進める必要があると考えます。 また、子ども同士や子どもと地域の人との対話や体験活動などを通じて、子どもの豊かな育ちを進めていきます。
12	P.14 これまでの取組みと今後の課題	初めての小中一貫校「さくら学園」での検証はどうなっているのでしょうか。児童生徒数 1,000 人を超し、教職員 100 人を超えての大規模校で、一人一人に行き届いた教育ができているのでしょうか。6 年生では、最高学年としての自覚や誇りが育ち、中学校への新たなステージへのわくわく感もありましたが、中途半端な気持ちのまま通過しているのではないのでしょうか。新たな 6 年生問題という指摘もある。そういった指摘に対しての答えはないまま、新たな小中一貫校は不安でしかありません。	庄内さくら学園では、学校教育自己診断として、保護者や学園生にアンケートを実施しているところです。 また、このほか、学力・学習状況調査等の各種調査を通じて、子どもたちの学力や学校生活の状況把握に努めているところです。 教育委員会も、これらの調査結果や庄内さくら学園への聞き取り等を踏まえ、引き続き、庄内さくら学園の効果検証を実施し、庄内よつば学園の学校づくりに取り組んでいきます。
13	P.15 これまでの取組みと今後の課題	「子ども自身の健康、思春期の性・メンタルヘルス、消費者教育など、こども自身が身を守るために必要な情報の提供・教育」について、小中高での性教育にストップをかける傾向にありましたが、今十分に進めることが必要であると考えます。	思春期性教育は、望まない妊娠・性感染症をテーマに、市内中学校の 3 年生に対して教育を実施しています。今後も子ども自身が正しい知識を持ち行動をとれるように、中学生への思春期性教育を進めてまいります。
14	P.16 これまでの取組みと今後の課題	放課後・土日の学習支援事業について、どのような内容なのでしょうか。	生徒一人ひとりの学習理解状況に応じた個別最適な学びの充実に向け、放課後や土日を活用しながら自宅学習を支援するものです。

15	P.16 これまでの 取組みと今 後の課題	子どもの居場所の支援力向上、放課後・土日の学習支援事業等意欲的ではありますが、具体的なイメージがわいてきません。子どもの居場所ということなら、「児童館」などの施設は考えられないのでしょうか。民間業者に学習塾の延長のような役割をもたせて、良しとするような居場所にならないようにしてほしいと思います。	こども食堂や無料・低額の学習支援等の地域のこどもの居場所の支援力を向上するため、主に支援が必要なこどもを対象とする児童育成支援拠点や豊中型認定居場所といった支援型居場所を地域に拡充し、はぐくみセンターを中心とした包括的な相談支援ネットワークを構築します。(P.29 イメージ図参照) (児童館についての考え方は No.18 のとおり) (放課後・土日の学習支援事業内容は No.14 のとおり)
16	P.17 これまでの 取組みと今 後の課題	様々な課題に対応できるような児童相談所の開設は本当に待たれている。専門的な知識のある相談員を人口に見合った人数の配置をぜひ要望したいと考えます。	児童相談所の職員については、国の配置基準に沿って適正に配置します。
17	P.18 これまでの 取組みと今 後の課題	全中学校区に支援型居場所を展開とありますが、どのような内容でしょうか。 具体的なことが分かりません。	養育環境などの課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童を対象とする居場所として、児童育成支援拠点、豊中型認定居場所のいずれかを各中学校区に1か所以上設置し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や関係機関へのつなぎを行う等の支援を包括的に提供するものです。(P.29 イメージ図参照)
18	P.19 これまでの 取組みと今 後の課題	子育て支援について、今後の課題として、各地域に児童館を作ることを提案したいと考えます。	児童館は、子どもや保護者にとっての身近で安全・安心な居場所であり、また、子ども同士の関わりや子どもと大人との交流、遊びや学びなどさまざまな体験活動ができる場であると認識しています。一方で、児童福祉法に基づく児童福祉施設であるため、施設・人員配置等、基準に沿った運営が必要であり設置するためには様々な課題があります。 このため、本市では、義務教育就学前においては、地域子育て支援拠点に加えて、マイ子育てひろばやこども誰でも通園制度(乳児等通園支援事業)など、保護者が身近に頼れる環境づくりを進めています。また、義務教育就学後においては、学校や公共施設を活用した居場所づくりだけでなく、子ども

			食堂や無料・低額の学習支援等の地域の多様な居場所を全小 学校区に展開することをめざして取組みをすすめることで、 すべての子どもたちが参加しやすく、様々な体験・交流の機 会を得られる居場所を充実してまいります。
19	P.21 これまでの 取組みと今 後の課題	一時保育システムの導入は待たれていると思われます が、保育士の確保には現在の保育園の負担にならない ように手当していただきたいと考えます。	一時保育予約システムの導入により利用者の利便性向上だ けでなく、現在の保育所等の負担とならないように対応いた します。
20	P.32 重点施策 3 こどもとと もに	こどもの意見表明権について、「こどもが意見表明でき る機会や役割をもって、主体的に社会参画できる機会 の充実をめざします」と記載があります。 この間、同様の表記があるが極めて抽象的であり、具 体化されていないのではないのでしょうか。こども施策 に関する「こども議会」「こども市政参加ワークショップ」など、特に公園作り・居場所づくり・遊戯施設な どこどもの意見反映を意図した市の取り組みが見えま せん。学校教育における「シチズンシップ教育」など の紹介なども必要。こどもを権利の主体として尊重し ているのか、市全体の姿勢が問われているのではない のでしょうか。	計画の 38 ページに具体的な取組みを記載しています。本市 においては、「豊中市子ども健やか育み条例」第 12 条（子ど もの社会参加の促進）に基づき、「子どもヒアリング」を実 施しています。「子どもヒアリング」では、居場所づくりな ど豊中市が実施する子育て・子育て支援に関する取組みにつ いて、その主体であるこどもたちから意見を聴き、本市の施 策へ活かしています。 また、令和 7 年度からは市職員がこどもが安心できる場に出 向き、こどもが希望するテーマについて思いや考えを聴く取 組みを開始します。今後もこどもの意見を聴き、本市の取組 みに活かしていくよう取り組んでまいります。 (33 ページ (2) こどもの社会参画・意見表明のしくみづく りについて、No.21 のとおり修正)

21	P.33 重点施策 3 こどもとともに	社会参画や意見表明などの権利擁護は、権利の主体としてこども施策に欠かせません。すべてのこどもが対象になるべきです。(2)の書き方では、対象が、社会的養護を要するこどもに限定されてしまうのではないのでしょうか。	(2)のひとつめの項目は、すべてのこどもを対象とした取組みを記載しています。また、このほか、施策の柱1・2や1・4における施策展開のなかで、こども・若者自身が権利の主体であることを実感できる取組みや、一人ひとりのこどものニーズに応じた権利擁護を推進していきます。 本ページにおいては、特に重点的な取組みとしてピックアップしたのですが、一つめの項目について、より具体的な内容を表記するため、以下のように追記をいたします。 (修正前) ○若手ボランティアと市の事業の担い手のマッチングなど、こどもが地域社会やまちづくりをもっと身近に感じ、参画できる機会の創出・拡充させるとともに、こどもへのヒアリングの実施など、こどもが安心して意見を表明できる場や機会を充実させます。 (修正後) ○若手ボランティアと市の事業の担い手のマッチングなど、こどもが地域社会やまちづくりをもっと身近に感じ、参画できる機会の創出・拡充を行います。 ○学校等でのこどもヒアリング実施に加えて、日ごろからこどもが過ごす居場所などに市職員等が出向き、信頼関係のできている支援者の同席等エンパワーされる環境の中で、こどもが希望するテーマでヒアリングを行うなど、こどもが安心して意見を表明できる場や機会を充実させます。
22	P.34 施策の柱 1-1 保育及び教育環境の充実	優れた人権啓発プログラムである CAP の活用を、ずっと20数年前から訴えてきました。なかなか理解が広がらずにいたのですが、この数年間、豊中人権文化まちづくり協会を軸に、周辺地域との連携のもと CAP 事業が展開されているのを知り、大変うれしく思っています。ぜひ、この動きが豊中市全体に広がることを期待します。	ご意見をいただき、ありがとうございます。

23	P.35 施策の柱 1-1 保育及び教育環境の充実	こどもが自立した存在となるために、主体的に計画、実施できない、大阪府に言われるがままの安全性も教育目的も不明確な万博校外学習は中止にするべきです。	大阪府からの安全性に関する通知など、随時得られる情報を迅速に市内小中・義務教育学校へ情報提供し、各校にて招待事業への参加等を適切に判断ができるよう取り組んでいきます。
24	P.35 施策の柱 1-1 保育及び教育環境の充実	学びの多様化学校について、不登校は生きづらさから起きています。カナダでは不登校が少ない理由はなぜかという、教育現場が多様性を大事にしているからです。学びの場を多様化するのではなく、多様性を大事にする学校にしてください。子どもをさらに分けては子どもたちがさらに生きづらくなります。本質を見据えていただきたいです。どんな子どもでも受け入れる、というウェルカムな雰囲気各学校が持つことができるかどうか鍵になります。国連から受けている勧告にもあるように、子どもを分けるのは得策とはいえません。そのためには教員数を増やす、35人学級は多すぎます。早急にテコ入れするのは配置基準です。学びの多様化学校の計画の中止を求めます。	児童生徒にとって、学校が安全・安心な居場所となることが大切であると考えております。一方で、不登校は、取り巻く環境によっては、どの子どもにも起こり得るものであり、また、不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味をもつことを踏まえ、学びの多様化学校については、子どもたちの学びの一つの選択肢と考えております。また、小中学校、義務教育学校の一学級あたりの人数については、法律に基づいて学級編成を行っておりますが、本市におきましては、令和2年度（2020年度）より小学校35人学級の導入・拡大を進めているところであり、各学校においては、少人数授業の実施等取り組みを行っております。
25	P.35 施策の柱 1-1 保育及び教育環境の充実	「ICTの活用を一層促進します」と記載がありますが、スウェーデン、ニュージーランド、ドイツ、フィンランドなど先進諸国はICT見直しに転換しています。数学や読解力が急激に低下するという科学的証拠があり、紙の教科書に戻す取り組みが進められています。デジタルによる発達障害を促進することはやめるべきであると考えます。基本理念にも反しています。	多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく育成する「個別最適な学び」と、子どもたちの多様な個性を最大限に生かす「協働的な学び」の一体的な充実のためには、一人一台端末をはじめとしたICTの有効活用は不可欠なものであると考えています。一方で、主に長時間の利用による健康面への影響など、配慮が必要なこともありますので、様々な調査研究の結果を注視しながら、取り組みを進めてまいります。また、学びの内容に応じて、紙・デジタルからそれぞれ最適な教材を設定してまいります。

26	P.35 施策の柱 1-1 保育及び教育環境の充実	そもそも保育園の数が少ないです。保育園の数を増やし、保育士の確保する具体的な案の提示をお願いします。 助成ではなく、給料そのものの底上げをする必要があるのではないのでしょうか？	本計画「第5章 2.教育・保育事業の量の見込み及び提供体制の確保内容」(P.63) のとおり、多様な方策により保育定員を確保します。また、市内の保育施設で働く職員を増やすことを目的とした保育士応援手当の拡充などにより職員確保に努めてまいります。
27	P.36 施策の柱 1-1 保育及び教育環境の充実	小中一貫教育の検証、一人一台タブレットといったことをICT教育の実態の把握もなしに進めるべきではありません。	No.11・12・25 のとおり。
28	P.36 施策の柱 1-1 保育及び教育環境の充実	学校図書館の機能を活かして、多様な読書・学習活動の充実に努めますとありますが、学校図書館司書の仕事に見合った手当がされていません。非正規ではなく、しっかりと正規職員扱いにすべきであると考えます。図書館司書の善意に頼っているのではないのでしょうか。	本市では市内小中学校、義務教育学校の学校図書館に司書資格を有する「任期付短時間勤務職員」を学校司書として専任で配置しています。本市の強みであるこの組織体制を活かし、今後も、教職員、公共図書館そして学校司書同志が連携協力し、児童生徒の読書活動の促進、自ら学ぶ力の育成に向けて支援していきます。
29	P.36 施策の柱 1-1 保育及び教育環境の充実	野田小学校、庄内小学校、島田小学校、第六中学校、第十中学校の統廃合でできた大規模校(さくら学園)についての課題を検討し、公開してください。そのうえで、よつば学園を作ることが大丈夫なのか検討してください。	庄内さくら学園では、学校教育自己診断として、保護者や学園生にアンケートを実施しており、ホームページに公開しております。このほか、学力・学習状況調査等の各種調査を通じて、子どもたちの学力や学校生活の状況把握に努めているところです。 教育委員会も、これらの調査結果や庄内さくら学園への聞き取り等を踏まえ、引き続き、庄内さくら学園の効果検証を実施し、庄内よつば学園の学校づくりに取り組んでいきます。

30	P.36 施策の柱 1-1 保育及び教育環境の充実	義務教育学校「庄内よつば学園」の開校に向けた取組について、庄内さくら学園の不登校生徒の増加についてしっかり調査し、新設について再検討をするべきです。	不登校児童生徒の状況につきましては、各校及び教育委員会で調査を行い、不登校支援に活かしているところです。
31	P.36 施策の柱 1-1 保育及び教育環境の充実	「幼保こ小連携」「子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業」とありますが、既に現場は飽和状態ではないでしょうか。勤務時間内に終えられる業務量になっているのか、形だけにならないように、予算と人を付けてやるべきだと考えます。	幼保こ小連絡協議会では、小学校の夏季休業中に研修会を実施するなど、就学前施設と学校の双方が参加しやすい形での取り組みを進めております。 また、子どもを守る地域ネットワーク機能強化のため、はぐくみセンターと児童相談所を中心とした包括支援体制を築き、市や関係機関等が適切な役割分担と連携のもと、必要な予算等を確保した上で支援の充実を図ります。
32	P.35～36 施策の柱 1-1 保育及び教育環境の充実	義務教育学校について、居住校区の学校に通学しなければならない、学校を選択できないなかで、義務教育学校では小学生でも中学生でもない学校生活を9年間も送らなければなりません。小学生が経験する卒業式がない、修学旅行がない、学習発表会がない、中学生としての入学式がない、運動会では小学生・中学生それぞれが活躍できる場を失った。上級生のテスト期間中は下級生は静かにすることが「思いやりの心を醸成することに繋がる」とされ、小学生と中学生の時程を合わせようとする中で、給食を急いで食べる子どもや昼休みが5分しかない事態も起こっている。子どもたちはこのような学校を望んでいないが、選ぶことができない為、引っ越さない限り望まない学校に通わなけ	庄内さくら学園では、学校教育自己診断として、保護者や学園生に学校行事等を含むアンケートを実施しているところです。 また、このほか、学力・学習状況調査の質問紙調査等を通じて、子どもたちの学力や学校生活の状況把握に努めているところです。 教育委員会も、これらの各種調査結果や庄内さくら学園への聞き取り等を踏まえ、引き続き、庄内さくら学園の効果検証を実施してまいります。 地域社会との連携については、学校再編に伴い変更されるものではなく、地域や保護者の方々の意向によって、新たなコミュニティの単位や活動が形成されるものであり、この形成という過程が学校再編にあたっての一つの課題であるもの

		ればならない。地域間の教育環境の格差が生じている。過大規模な学校となることで、地域コミュニティは崩れ、学校と地域・保護者との関係性が希薄化している。これも、基本理念に反する。	と認識しております。 開校後の地域社会との連携についても、地域と共にある学校をめざすうえで重要なテーマの一つであることから、引き続き庄内さくら学園において取り組むとともに、この経験を今後の学校再編を含めた小中一貫教育の推進にもつなげてまいりたいと考えております。
33	P.35～36 施策の柱 1-1 保育及び教育環境の充実	学力向上のための学習のみならず、支援機関につながるための IT 学習（検索システムの使い方など）が必要不可欠になってくるのではないのでしょうか。	ご意見につきまして、インターネット等から必要な情報を収集する力は、学習指導要領において学習の基盤となる資質能力として位置づけられている「情報活用能力」の一部として、各学校において育成を図っているところです。 また、現在、児童生徒用端末のデスクトップ画面の壁紙に「とよなかっ子ライン」の案内を表示し、子どもたちが相談しやすい環境づくりにも取り組んでいます。
34	P.38 施策の柱 1-2 多様な人との交流及び様々な体験をすることができる機会の提供	豊中市こども健やか育み条例は、2016 年に児童福祉法が改正される前に、「権利の主体」としてのこどもを捉えた素晴らしい条例であったと自負しています。しかし残念ながら、権利擁護のしくみは盛り込まれませんでした。こども基本法が施行されているのですから、権利擁護機関を盛り込んだ新たな条例を制定することが必要です。	本市において、いわゆる権利擁護機関は設置しておりませんが、子ども健やか育み条例第 11 条(1)エに基づき「こども総合相談窓口」に「こども専用フリーダイヤル（とよなかっ子ダイヤル）」及び「こども専用チャット相談（とよなかっ子ライン）」を設置し、こどもが直接相談しやすい環境づくりを推進しています。「子どもの意見の尊重」を通して「子どもの最善の利益」を守るため、相談員がこどもの思いや悩みを聴き、エンパワーしながら一緒に解決策を考え、必要に応じて関係機関にも働きかけを行っています。 社会的養護を要するこどもの権利擁護については、本計画に内包する社会的養育推進計画に掲載し、第三者によるこどもの意見表明支援の仕組みづくりなどに取り組みます。 また、児童相談所開設に伴い設置する児童福祉審議会において、児童養護施設などへの入所の措置や一時保護の措置など

			の実施及びこれらの措置の実施中における処遇に対する児童からの意見表明に対する調査審議を行います。
35	P.38 施策の柱 1-2 多様な人との交流及び様々な体験をすることができる機会の提供	子どもの人権が大切にされ主体的に生きていくための学びの場、またそれを支える大人たちの人権意識の構築のために人権文化まちづくり協会の CAP 事業を積極的に取り入れてもらいたいと考えます。 子どもの頃からの主権者教育が、若者の政治離れをなくす大きなてだてになると思われます。	ご意見を参考にさせていただき、引き続き、豊中市子ども健やか育み条例のリーフレットの配布や出前講座の実施などによるこどもの人権についての周知啓発に取り組みます。
36	P.39 施策の柱 1-3 こどもの居場所づくり	地域の多様な担い手によるこどもの居場所づくりについて、「多様な担い手」に依存しすぎてはいませんか。市民活動によるこども食堂などの居場所は現在 60 数カ所と聞きますが、存続することに困難を抱える担い手も存在します。こどもが安心して通い続けられる居場所は、やはり公的な施設・職員の顔が見える継続した場として存在すべきと考えます。拠点を増やすべきです。	地域の多様な主体が参画し、各地域の特性や参加するこどものニーズに合った居場所を提供することで、こどものニーズに応えることができると考えます。 このため、本市は、各居場所の取組みの充実や多様化、継続・自立した運営に向けて、個別の相談・支援を行うほか、各主体や諸資源を持つ法人や事業者等との連携・協働・役割分担の体制を構築します。 また、はぐくみセンターや支援型居場所とこどもの居場所をネットワーク化し、継続的・専門的な支援が必要な子ども・家庭を確実につなぐ体制を構築していきます。
37	P.39～40 施策の柱 1-3 こどもの居場所づくり	自治会館や地区会館など、子どもの居場所として活用したいと考えていますが、使いにくい状態となっています。使いやすくなる工夫や仕組みづくりを進めていただきたいです。	自治会館は、地区住民のコミュニティ活動の増進に資するため、自治会又は地区住民等が所有し、地区住民の集会等の用に供されている建物です。 自治会で料金設定をされて、自治会館の貸館利用料と自治会費により光熱水費を支払い、エアコンや照明等設備の交換や建物内外の清掃を行って維持管理されていますので、ご利用を希望される場合は個別にお問合せください。 地区会館は地域住民の社会福祉の増進及び生涯学習の場として、地元で組織する管理運営委員会に市から建物を貸して

			おり、上記趣旨の範疇において、管理・運営を委ねているところです。
38	P.40 施策の柱 1-3 こどもの居場所づくり	地域におけるこどもが安心して安全に遊びや学習等の活動が行える機会の提供について、小 4 まで学童保育を利用しましたが、小 5 から地域に子どもが安心して過ごせるような居場所がなくて困りました。「いこっと」には紹介されているこどもの居場所がたくさんありますが、うちの近所にはないので、近所に欲しいと切に願います。各小学校区に 1 つは子どもたちが自分で歩いて行けて、大人の見守りの中で安心して過ごせる場所があれば、親も子どもも安心です。放課後だけでなく長期休暇中も子どもが長時間家で留守番することになるので、地域に安心して過ごせる場所がほしいです。	こどもの居場所ネットワーク事業において、こどもの居場所を全小学校区に展開するため、多様な主体による居場所の立ち上げを支援しています。現時点では、居場所が複数ある校区がある一方で居場所がない校区もあります。居場所がない校区の立ち上げ支援については、こどもが抱える課題や協力いただける人材、地域活動、利用可能な場所などの資源も地域により様々であることから、地域に合った居場所づくりが重要であると考えており、今後も引き続き、地域課題・資源の共有や地域の支援者との連携により、新たな居場所の立ち上げや運営サポートに努めます。平日の放課後や冬・春期休業中は、全学年を対象とした放課後等の児童の居場所づくり事業として「校庭開放」を、夏期休業中の一部期間は「プール開放」を実施しています。また、5 年生・6 年生を対象に、2 学期と 3 学期の水曜日の放課後に「放課後の学習支援」を実施しています。
39	P.42 施策の柱 1-4 こどもの悩みや不安に対する相談及び支援	「(2) こどもの悩みへの支援の推進」にいじめ対策、不登校支援とありますが、実態が示されていません。いじめ認知件数、不登校の実態を示さずに対策だけが列記されています。実態を変化させるための対策ははずだがその前提が示されていません。(P.104 に中学校における不登校生徒数は示しているが小学校での数値は示されていません)	令和 5 年度 (2023 年度) いじめ認知件数は小学校 1,159 件、中学校 380 件となっており、今後もさらなる早期発見・対応に努めます。小学校における不登校児童数は、104 ページの記載に合わせ、平成 29 年度 (2017 年度)、令和 4、5 年度 (2022、2023 年度) ではそれぞれ、119 人、361 人、423 人です。(いじめ認知件数は、第 2 期計画事業実施報告書に掲載しています。また、ご意見を受け、第 3 期計画事業実施報告書へのいじめ認知件数および不登校児童数の掲載について検討します。)

40	P.42,44,45	「複雑化」(P.42)、「複合的」(P.42,44,45)な状況があると捉えているなら尚更、民間委託せずに行政として責任を持って施策を実施するべきではないでしょうか。	若者支援総合相談窓口では、精神保健福祉士や臨床心理士を配置し、併設されているくらし再建パーソナルサポートセンターの多職種の専門職による生活困窮や債務に係る支援とともにとよの地域若者サポートステーションにて就労支援を実施しているところです。 子ども・若者支援協議会のネットワークを通じ教育・福祉・こども分野など必要に応じ関係機関と連携し、相談支援に取り組んでいます。
41	P.45 施策の柱 1-5 若者の自立支援	進路未定のまま学校を卒業した若者や高等学校の中途退学者、不登校やひきこもりを経験した若者について高校とのつながりを行政として明確に意識した取り組みを行って欲しいと考えます。進路未定者・変更者については中学校に追指導の加配職員を配置し、継続した「接続」を持たなければ、「ひきこもり」状態以前の把握が出来かねます。当然、「ひきこもり」の把握も出来ない。潜在的なニーズを把握できるアンテナを確保する必要があると考えます。	若者支援総合相談窓口では、全日制・定時制・通信制などの別を問わず、近隣の高等学校への事業周知の他、必要に応じ相談対応を含め学校訪問するなど高等学校とのつながりを意識した取り組みを進めているところです。また、進路未定者については、教育委員会の相談窓口から若者支援総合相談窓口への誘導を行うなど継続支援を意識した取り組みを行っています。その他、中学校卒業時及び高等学校2年生世代を対象に相談窓口等のパンフレットを配布するなど、潜在的な相談者への周知に取り組んでいます。
42	P.47 施策の柱 2-1 地域の子育て環境の整備	環境交流センター、豊中市環境部、地域の市民団体などが連携して、子ども服リユースのイベント等を開催したり、子育て支援センターほっぺのイベントに参加している。また、豊中市内の公共施設等では子ども服の回収や配布を行う常設拠点がある。参加した市民からは「物価等が高騰している中で非常に助かる」「子どもに好きな服を自由に選ばせることができる」といった感想が寄せられるなど、非常に満足度が高い取り組みになっている。こうした子ども服リユースの取り組みは、本計画（素案）の理念である「地域全体で家庭を支えます」と重なり、施策の柱である「子育て支援」に該当することから、施策展開の内容として盛り込むこと	ご意見をふまえ、以下のとおり、47 ページに追記いたします。 (修正前) 子育て・子育て関連のグループ活動を行っている公民館登録グループの取組みの支援や、公民が一体となって子育て情報の提供、各機関のPRを行うなど、市域全体で子育て支援の機運づくりに取り組みます。 (修正後) 子育て・子育て関連のグループ活動を行っている公民館登録グループの取組みの支援、子ども服リユースなどの取組みを通じた子育てのサポート、公民が一体となって子育て情報の

		が望ましいのではないかと。	提供とともに各機関の PR を行うなど、市域全体で子育て支援の機運づくりに取り組みます。
43	P.50 施策の柱 2-3 保護者の悩みや不安に対する相談及び支援	「みなさんの声」に記載の支援者の声として「言う前につながる機会」とあります。この表現では、行政や公的機関に相談することがアカンようにも受け取れます。ただでさえ相談へのハードルが高い現実のなかで、適切な表現には思えません。	本計画に記載の「みなさんの声」は、計画策定にむけて実施したヒアリングでの聴き取り内容について、要約した内容となっております。その内容についてわかりやすく伝わりますよう、以下のとおり、表現を改めます。 (修正前) 子育て家庭が遠慮なく地域や行政・公的機関に「しんどい」「助けて」と言える・言う前につながる機会があることが大切 (修正後) 子育て家庭が遠慮なく地域や行政・公的機関に「しんどい」「助けて」と言える関係性を日ごろからつくることが大切
44	P.52 施策の柱 2-3 保護者の悩みや不安に対する相談及び支援	子どもの障害や発達課題について早期に気づき、適切な支援につなげていく相談体制について、具体的な取り組みはどのようなになっているのでしょうか。	多様化する発達特性、障害特性に対応するため、児童発達支援センターのこども療育相談に多職種の専門職を配置し、こども、保護者、家族等への相談にあたりるとともに、就学前施設職員の気づきを適切な支援につなげられるよう巡回訪問を実施しています。また、令和 6 年度からは、地域子育て支援センター等で発達支援親子教室を開始する等、保護者が身近な地域で、こどもの「育ち」や「発達の課題」を相談できる取り組みを進めています。

45	P.53 施策の柱 2-4 子育てと仕事 の両立の推進	どこの保育園でも入れたら良い訳ではなく、親も子どもともに無理なく通園でき、仕事や子育てに大きな支障なくいずれも継続できることを望みます。また、3歳以上も通える保育園を増やしてほしいです。そのためには保育士の増員も急務であると考えます。	No.26 のとおり。
46	P.58 施策の柱 3-2 こどもの安全確保	（２）こどもを対象とした災害や犯罪に対する安全対策の強化、交通安全活動の推進に「インターネット上でのトラブルなど、誹謗中傷や人権侵害、消費者問題についてこどもを守る啓発を充実していきます。」と記載がありますが、豊中市にも、過去現在に渡り、朝鮮学校へ子どもを送っている家庭が存在しています。 現在、朝鮮学校に対するヘイトスピーチなど、いまなお外国人の子どもたちは差別と暴力に直接的にさらされています。こども基本法に「全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長 及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障される」と規定されているように、豊中市も人権教育において、さまざまなバックボーンに対する、相互理解と尊重できるように促すこととともに、ヘイトスピーチなどの外国人に対する差別と暴力化を絶対に許さないことを子ども計画に明記するべきではないでしょうか。	No.1 のとおり。

47	P.60,116	どちらも必要性が書かれているが、これにあたる人材確保には言及されていません。しかし、保育士助成金については大幅に増額が予定されています。保育園、病児保育、社会的養護すべてに目標が掲げられていますが、保育士助成金の対象は限定的です。すでに人材確保が困難な時代において、この格差により人材の流出も懸念されます。事業を進めるにあたり、人材確保対策についても検討いただきたいと考えます。	就学前教育・保育施設の保育人材の確保に加え、令和 7 年度からは社会的養護においても、市と児童養護施設、里親制度に関わる人による人材育成・確保のための合同研修会のほか、児童福祉施設における実習生の受け入れや就職の促進を図る職員人材確保事業の実施などにより人材確保を進めます。
48	P.86 学校を拠点とした放課後の児童の居場所づくりの充実	放課後学習支援として、一つの方法としてのタブレット(AI ドリル)のみ表記するのは不適切であると考えます。	AI ドリル以外の教材も使用することを想定し、「タブレット(AI ドリル)も活用します。」という表現にしています。
49	P.86 学校を拠点とした放課後の児童の居場所づくりの充実	放課後等の児童の居場所づくり事業で、校庭開放がありますが、一度帰宅してからしか利用できないので利用しづらいです。学校が終わってからそのまま校庭で遊べる方が利用しやすいし、家が離れている友だちとも校庭で遊ぶことができ交友関係も広がると思われます。また、放課後に宿題をやっていい教室を作ってもらえるとありがたいです。	6時限目に体育等の授業で校庭や体育館を使用する可能性があるため、授業終了後には一度帰宅をお願いしています。また、5 年生・6 年生を対象に、2 学期と 3 学期の水曜日の放課後に「放課後の学習支援」を実施し、放課後の自学自習の場を提供しています。

50	P.88 ひとり親家庭への支援の充実	離婚後共同親権が決まり、2026 年までに施行されます。制度の内容やその影響について、情報提供、周知する機会を設ける必要があるのではないのでしょうか。	現在、市ホームページの「養育費確保のための支援」ページにおいて、法務省のホームページへのリンクを設定し、「離婚をするときに考えておくべきこと」などの情報提供をしています。共同親権を含めた民法改正の内容等については、国からの情報を踏まえ、随時必要な広報を行ってまいります。
51	P.91～101 こどもの未来応援施策の推進	こどもの生活実態の現状を把握するために調査をおこなったとのことですが、その結果がわかるデータを一部だけでなく全体を公表し、パブコメの参考になるように添付してほしかったです。こどもの貧困、格差の広がりには深刻な課題です。	No.6 のとおり。
52	P.92 こどもの未来応援施策の推進	「1 こどもの生活に関する実態調査」も令和 5 年に大阪府と共同で調査を実施とありますが、豊中市の報告書が豊中市 HP で公開されていません。大阪府をはじめ府内市町村ではすでに報告書が公開されています。素案に実態調査の数値を使用する以上は、報告書全体が公開すべきです。この項目に関しても、採用する調査結果が妥当であるのか、恣意的であるのかを判断しようがありません。市民に対して素案を判断する情報を公開しないのはなぜでしょうか。	No.6 のとおり。

53	P.93 こどもの未来応援施策の推進	1 保護者（世帯）の家計・収入・就業に関する支援の充実 上記の支援について、豊中市に導入推奨してほしいことがあります。 私も主人も京都市の小学校に通っていましたがランドセルではなく、ランリックを使用していました。 近年、「ラン活」が年々激化し、物価高のなかランドセルの価格もかなり高額化しています。 「ラン活」に振り回されている会社の先輩ママ達の話を知っていると家庭の経済状況で子供たちに貧富の格差を感じさせてしまうこと、仕事や育児に忙しいパパママの時間を「ラン活」に費やすことにいかなものかと感じます。 ランリックは安価で軽くて丈夫、学校も指定ではなく推奨だったようですがみんなランリックを使用していました。保護者がランリックを購入できるような環境を導入推奨いただきひとり親家庭には、ランリックを無償で提供するなど支援いただきたいと思います。	入学時の経済的負担への支援に関しまして、本市では就学援助制度において、小学校または義務教育学校の入学にかかる費用の援助を行っております。 今後も近隣市等の状況などをふまえ、引き続き調査研究してまいります。
54	P.95 こどもの未来応援施策の推進	こどもの学習理解度・意欲、自己効力感の醸成について、困窮度Ⅰ群のこどもは、学校以外での勉強を全くしない割合が高く、困窮度Ⅰ群と困窮度Ⅱ群のこどもは学習理解度が低くなっています。 中学生対象のマチスタの効果測定を行うべきです。そこへ通っている生徒の保護者からは、概して成績向上にはほとんど結びつかないとの意見が多いです。これが事実だとすれば、教育行政側の自己満足でしかなく、税金の無駄遣いであると考えます。また、高校、大学進学へ大きな影響を持つ中学生の学力に関していえば、英語科目に代表されるように正規分布型ではなく、できる層とできない層のふた山分布型をなしており、	本市における子どもの学習支援について、まずは学習習慣の定着が大事なことでと考えています。 中学生を対象としたマチ☆スタ事業は、家庭での学習習慣が定着するよう実施しています。学習習慣の定着を目的とした効果測定は、全中学校区でアンケートを実施しており、「家庭での学習時間が増加した」等の効果を確認しております。 また、市内の全小学校においても、令和6年度から小学校5・6年生を対象とした放課後の学習支援事業を実施しています。 学習習慣の定着とともに個々の学習状況に応じた支援によって、居場所の確保や学習理解度の向上につながるよう取り組みを進めています。

		これはそのまま生活困窮層と富裕層との二極化が生む典型的現象であると考えます。中学生の学習理解度を高める云々の前に、むしろ小学期にマチスタ的な学習支援施策が不可欠ではないでしょうか。小学期に学習の習慣化を促進することがこどもの学習理解度向上につながると考えます。	※ 86 ページも併せてご参照ください。
55	P.99 こどもの未来応援施策の推進	「こどもの貧困」について、「自己責任論」はこれまでも聞いたことがあり、理解もできますが、「こどもの貧困」で「烙印（スティグマ）」という言い方は初めて聞きました。「こどもの貧困」について、最近はどういう捉え方もするのでしょうか。	こどもの貧困について、貧困であることに対する偏見やレッテルを貼ることにおいて、「烙印（スティグマ）」という表現を使うことがあります。分かりづらい表現であるため、本文中に意味を記載し、下記のとおり修正します。 (修正前) こどもの貧困課題が自己責任論や烙印（スティグマ）で終わらないよう、 (修正後) こどもの貧困課題が自己責任論やスティグマ（否定的な決めつけをされ、不当な扱いを受けること）で終わらないよう、
56	P.103～115 若者自立支援計画	近年全国的に見ても急増している『不登校』問題は、豊中市においても例外ではないと感じています。『不登校』問題は「こどもすこやか育みプラン・とよなか」には若者自立支援計画に言及されているものの、現状ではもっと低年齢層から起きています。今やどの校種にも関わる大きな問題であり、したがって『不登校』に関わるさまざまな課題は、市として早急に議論し取り組まれるべき時期は既に来ています。 『不登校』問題は、子どもの権利に始まり、あらゆる現代社会の歪みや闇まで透けて見えることがあります。	本市の不登校支援としては、学校内において、教室に入りづらい児童生徒が安心して過ごせる居場所として校内教育支援センター（いわゆる別室）を運営しており、教育委員会では小学校 6 校に部分登校支援員を、9 中学校及び 1 義務教育学校に別室登校支援員を派遣するとともに、こどもの様子の変化や不安など SOS に気づき早期に支援を始められるようスクールソーシャルワーカー等の専門家が情報共有しながらアセスメントを行い、多面的できめ細かな「チーム学校」による支援を行っています。 また、学校外においては、青少年交流文化館いぶき創造活動への登館援助、電話や面談による相談援助、外出が難しい児

	文科省では学びの多様化学校の設立を推進していて、豊中でもその計画があると聞きますが、それにしても、そもそもの学校や公教育のあり方、学校内での居場所、学校外の多様な学びのあり方や子どもの居場所を含む地域社会全体の体制、社会の価値観や生き方など、学校関係者のみならず、さまざまな立場で対話し議論して考えていくことが必須であろうと考えます。私が関わっている豊中市子どもの居場所ネットワーク事業では、この 5 年間で子どもの居場所としていこっと登録をした団体が約 70 か所にも上り、今後も増えていく傾向にあります。おかげさまで、豊中市で子どもを地域で見守り居場所を支える文化は根付いてきていると言えます。このことは市として非常に誇らしいことであり、今後も長く継承していきたくと考えています。 しかし、これだけ急増したすばらしいいこっとの居場所であっても、その枠組みの中で学校就業時間帯以外で運営されている場であることが条件のひとつとしてあるため、『不登校』状態にある多くの子どもたちが学校就業時間帯に居られる場所は、フリースクール等に所属していない限りは、不登校支援策の限られた機会や自宅や自室しかないのも現状です。 実際に『不登校』している私の孫は、平日 5 時くらいまでは人の目を気にしてコンビニに行くことすらしません。子どもは自らが日中、「学校以外の社会に居てはいけない存在」だと知っているのである。昼夜逆転生活になるのも無理はないと言えます。子どもにそのような感覚をさせてしまう社会は、果たして子どもの権利が守られていると言えるのでしょうか。もちろん、学校や学校関係者だけに責任があるわけでもないですし、もはや、学校だけで対処できる範疇はとっくに過	童生徒への訪問援助、庄内コラボセンターまなびの場における自学自習の支援を行っています。 加えて、フリースクール等民間施設で不登校支援が行われているところであり、教育委員会と民間施設との連携が必要となっています。 不登校児童生徒を含む全てのこどもに学びの保障や社会性が育まれる環境・機会が提供されるよう、いただきましたご意見を参考に、個々のニーズに沿った多種多様な支援策、機会の創出に努めていきます。 高校生世代の不登校未然防止のためにユースホーム事業として令和 6 年 6 月から「できるカンパニー」を設置したところです。まずは利用実績やニーズを確認したうえで若者向け事業の研究・検討を進めていきます。
--	--	---

		ぎています。社会の未来そのものである子どもの権利とその学びおよび幸せな生き方を、自分ごととして向き合い、話し合い、動くことのできるプラットホームのような場づくりが早急に必要だと考えます。そこに子ども自身が考え、意見表明でき、子どもに関わるあらゆる課題に関係できる体制も兼ね備えられたら素敵であると考えます。民間の居場所があちらこちらに点在する豊中に、いぶき等以外にも、既存の施設等を利用した「こども若者応援センター」的な場所が地域ごとにあると、更に理想的だと考えます。	
57	P.103～115 若者自立支援計画	高校生世代は市域を超えた動きをしているので、周辺自治体とも連携したサポートの仕組みづくりや情報提供が必要であると考えます。	大阪府内で子ども・若者支援協議会を設置している堺市、枚方市、吹田市、茨木市などの自治体と年1回の意見交換を行うとともに、随時情報共有を行っており、引き続き周辺自治体との連携を進めてまいります。 また、若者支援総合相談窓口では、全日制・定時制・通信制などの別を問わず、市外も含め近隣の高等学校への事業周知の他、必要に応じ相談対応を含め学校訪問するなど高等学校とのつながりを意識した取り組みを進めているところです。
58	P.116 社会的養育推進計画	社会的養護を要するこどもの人権が第一に尊重される、p.118の（今後の取組）意見表明支援事業の実施と児童相談所の支援に対するこどもの意見表明支援のための仕組みづくりについて、児童相談所職員への研修として、CAP スペシャリスト養成講座や、少なくともワークショップを受けていただきたいです。	こどもの権利を擁護するには、こどもを支援する児童相談所職員や施設職員がこどもの権利について理解し学ぶことが重要だと認識しています。児童相談所職員等に対する社会的養護における権利擁護や豊中市子ども健やか育み条例の理念への理解を深める研修など実施するとともに、CAP 等こどもの人権に関する研修についても検討していきます。

59	P.116～117 社会的養育 推進計画	令和4年6月児童福祉法等の一部を改正する法律では、施設入所等の措置や一時保護の決定時等のこどもの意見聴取等措置の義務化、意見表明等支援事業の創設が行われるとともに、こどもの権利擁護に係る環境整備が自治体の業務とされています。これは、こどもの命に関わる問題です。 本来はすべてのこどもの意見表明権を保障することが前提ではあるが、社会的養護にある子どもにおいてはとりわけ重要であると考えます。したがって、「めざす姿」P117「ポイント」において意見表明権の実現を明確に記すことが求められます。	ご意見のとおり社会的養護にある子どもは自らの意見を表明することが困難であったことが多く、こどもの意見表明権の保障は特に重要であると認識しています。豊中市版「こどもの権利ノート」の作成や意見表明支援事業の実施など「2当事者であるこどもの権利擁護の取組」(P.118)の中に記載された取組を進めていきます。
60	P.117 社会的養育 推進計画	子どもたちがあらゆる場での暴力（性暴力を含む）から護られるように、おとなから子ども、子どもからおとな、子どもから子どもといった関係で起こるすべての暴力（性暴力を含む）について、包括的に暴力を防止することが必要です。こどもが暴力から護られSOSを発信することができるように、第三者性・独立性をもち、勧告や制度改善などの権限を持つ機関が必要です。	社会的養護にある子どもたちが、一時保護や施設入所等の間におとなや子どもとの間で暴力等があった場合に直接SOSを発信できるよう、弁護士や学識者等からなる児童福祉審議会において、児童からの意見表明に対する調査審議を行います。
61	P.117～118 社会的養育 推進計画	(2)こどもの人権が第一に尊重される支援体制に「自分の思いや意見を表明できることを大切に」とあります。P118(3)今後の取り組みがそれを実現するための方策として記されていると考えられます。一時保護されたこどもが最初に出会う大人が児童相談所の職員だと考えられますが、児童相談所の職員がこどもと信頼関係を築き、こどもの声を聴くアンテナを高くする必要があります。そのために全職員研修として子どもへの暴力防止プログラム(CAP)の導入を検討ください。すでに、長野県は県事業で数年間県内の全児童養護施設にCAPが導入されており、また全施設から	ご意見については、職員研修の参考にいたします。

		1名以上の職員が CAP スペシャリストになっています。沖縄県では児童相談所が率先して、こどもの意見形成支援に CAP プログラムを導入しています。	
62	P.117～118 社会的養育 推進計画	素案の捉え方は、おとながこどもの意見を「聴いてあげる」というスタンスですが、こども自身のエンパワメントを図るためにもこどもへの CAP プログラムの導入を検討ください。社会的養護にいる子どもやおとなだけではなく、地域の学校園、住民に CAP プログラムを導入することによって「安心・自信・自由」という人権概念を共通言語とすることが可能になると考えます。	No.58 のとおり。
63	P.118 社会的養育 推進計画	暴力の被害が発覚した後の事後対応を行う機関・審議会では、こどもを「今、まさに」起こっている被害から救うことはできません。こどもからの訴えを待つのではなく、アウトリーチで、定期的にこどもたちが安心・安全に暮らすことができているか、モニターし、専門的に介入することが必要で、予防・未然防止の観点が重要です。特に児童養護施設、乳児院、児童相談所一時保護所、里親、ファミリーホームなど、不本意に集められ、閉鎖的になりがちな空間では暴力が起こりやすく、こどもたちにとって被害を訴えることがより困難となります。こどもとの信頼関係を土台として、聞き取り調査や意見表明する機会に努めることが必要不可欠です。	社会的養護の状態にあるこどもたちは、自らの意見を聴いてもらえないことが多く、自分の思いや意見を伝えること自体が困難な場合が多いと認識しています。 こどもを一時保護する、一時保護を終了して在宅指導とする、または児童養護施設等への入所や里親へ養育を委託するなどの措置を決定する際は児童相談所の職員が、必ず意見聴取を行います また、こどもたちとの信頼関係を築きながら、まずはこどもたちに対し、こどもにも権利があることや自らの意見を言うて良いのだということを伝えるとともに、一時保護施設や児童養護施設等で第三者によるこどもの意見表明支援の事業を進めていきます。

		こどもたちは、自らが被害を受けていることを訴えることで不利益を被る（より事態が悪くなる）ならば、決して意見表明することはありません。厳しい状況に置かれたこどもたちが「この人なら、この機関なら、豊中市なら」自身の切実な声に耳を傾け、暴力から護ってくれると信頼して、打ち明けてくれるような常設の権利擁護機関の設置を強く望みます。社会全体で暴力を許さないという雰囲気も必要と思います。	
64	P.119 社会的養育 推進計画	はぐくみセンターと児童相談所との一体的対応について、今後の取り組みに児童相談所開設に伴い、はぐくみセンターとの切れ目のない包括的支援体制を構築します、とあります。 切れ目のない包括的支援とは具体的に一体何を指しているのか見えません。そもそも児相の現状は泥沼化しています。虐待防止法施行以来、虐待通告の義務化により激増した虐待相談の対処に追われ、本来の家庭調査をし、家族や子どもに関わり、子育ての失調や親子関係の改善を図る業務が後退し、社会的圧力により、まず親から子どもを離すことを優先しています。養育の不備や失調を「虐待」として扱うアプローチは、親と児相との間に不信や対立しか生みません。従来の親子関係の不調という理解に基づき家庭支援を行うべき本来の業務が、親から子どもへの加害という理解に塗り替えられ、まるで摘発機関化しています。豊中で設立される児相には、子育ての不備や失調を抱えた親を社会として支援していくアプローチに期待します。	児童相談所を開設し、はぐくみセンターが担う児童虐待等に係る予防、支援、防止と、児童相談所が担う介入、保護、家族再統合支援等の支援を妊娠期からこどもの成人自立に至るまで市が一貫して切れめなく行います。 また、親子分離に至らないよう虐待等予防のための子育て世帯への支援を強化するとともに、親子分離せざるを得ない場合にも養子縁組の促進や、保護者支援プログラム等の実施を図るなど、他機関とも連携し、親子関係の再構築など家庭環境の改善に向けた支援を行います。

65	P.121 社会的養育 推進計画	特定妊婦の支援は急務です。P27 のネットワーク図にも書き込んでください。 「思いがけない」妊娠を予防するため、SRHR の視点で包括的性教育が必要です。豊中市薬剤師会が運用している「緊急避妊薬豊中モデル」を拡充してください。	27 ページのネットワーク図は、はぐくみセンターや児童相談所が、関係機関と連携して行う包括的な支援体制のイメージ図で、特定妊婦への支援についても含まれているものです。 27 ページの本文に、以下のとおり追記しました。 (修正前)はぐくみセンターと児童相談所の 2 つのコントロールタワーが一体となって、包括的な支援体制を構築し、こどもと子育て世帯をまるごと支援します。 (修正後)必要な支援に確実につなぐため、はぐくみセンターと児童相談所を中心とした包括支援体制を築き、すべての妊産婦、こども、子育て世帯をまるごと支援します。 「緊急避妊薬豊中モデル」は、豊中市薬剤師会が豊中市医師会と連携し実施しているものです。 いただいたご意見は、豊中市薬剤師会等と共有するとともに、今後も引き続き関係機関と連携し、市ホームページ等で周知します。
66	P.125 社会的養育 推進計画	「8 里親等の確保と支援体制の構築」(1) に目標の達成には里親家庭への委託児童数を 15 人から令和 11 年度末には 42 人まで伸ばす必要がある、としています が、(3) 今後の取り組みで記されているようなこれまでと同様の取り組みでそれが実現するのでしょうか。	現状の支援体制を低下させないよう、まずはこれまでの大阪府の取組を継承しつつ、小学校区に一つの里親家庭の拡充をめざし、週末里親等多様な形で積極的に里親を活用し里親委託を推進します。また、誘致が決まった里親支援センターと児童相談所に配置する里親担当が連携しながら、レスパイトケアをはじめとした里親支援体制の充実を図り、子どもにとって適切な養育環境を提供していきます。

67	P.128 社会的養育 推進計画	現在のこども未来部こども政策課が制作主管部局である豊中市子ども健やか育み条例のリーフレットの配布を行わないこと、あるいは内容を修正したうえで配布することを要望します。 現状として、「条例」のリーフレットにおける「他の人の権利も大切」の項目に、「自分の権利だけではなく、他の人の権利も大切にすることで、みんなが幸せになることができます」(①)、「大人には子どもの権利を大切にしてほしいけれど、子どもはそれをらん用してはいけないと思うな」(②)、「家族や友達を大切にしていね」(③)との記載があります。 改善案として、「他の人の権利も大切」の項目全体の削除を提案します。 理由の1つめは、「権利の主張・行使の抑制」の観点からです。 「他の人の権利も大切」という項目タイトル、及び同項目内の①「自分の権利だけではなく、他の人の権利も大切にすることで、みんなが幸せになることができます」という記載は、一見、「誰しものが権利の主体としての平等な地位を有している」という当然の事実を述べているようにも思われます。しかしながら、このような基本的権利の概念自体に内在する当然の事実（人権調整の実質的な公平性原理である「公共の福祉」）を、あえて条例のリーフレットに記載することの意味ないし効果が問題となります。 条例は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもの人権の尊重を全ての取組の基礎とするとしています（条例3条）。このうち、後者の児童の権利に関する条約は、人格及び身体の発達過程にある子ども特有の脆弱性ゆえに、その人権が歴史的に	本リーフレットは、平成25年の「豊中市子ども健やか育み条例」の制定にあわせ、子どもたちの意見を聴きながら制作したものです。 今年度「他の人の権利も大切」の項目について、各方面からご意見をいただいていることから、条例第12条に基づく「子どもヒアリング」での意見を踏まえ内容の修正を検討しています。 また、こどもの権利の実現に係る観点からの条例の再評価について、「豊中市子ども健やか育み条例」は、こどもを含む多くの市民からの多様なご意見等を反映し、豊中市における子育て・子育て支援に関する基本的な考え方と将来にわたっての推進方策を明らかにするため策定したもので、現時点においては、条例改正の必要はないものと考えています。本計画の進行管理のため、各事業の実施状況、目標達成状況、今後の実施方針等を整理し、その結果を点検・評価し、必要に応じて施策、事業の見直しを行っていることから、こどもの権利の実現にかかる新たな施策についても、必要に応じて見直します。
----	------------------------------------	--	--

	侵害／制約されてきたことを背景に、1989年に国連により採択されたものですが、このような子どもをめぐる社会的状況は現時点においても変化しておらず、したがって、子どもの権利も脆弱なものであり続けています。加えて、日本社会には、権利を主張・行使する人に対し「わがまま」や「要求しすぎだ」といった否定的な評価を下す風潮があり、また、「権利と義務はセットである」、「義務を果たしてから権利を主張すべきだ」といった権利に関する誤った認識も広まっています。このような中で、社会的にも脆弱な地位にある子どもが自己の権利を主張・行使することは容易ではありません。 こうした状況の中、「子どもの人権の尊重」を基本理念とする条例のリーフレットにおいて、「他の人の権利も大切」という項目の言葉に加え、①と記載することは、子ども自身による権利の主張・行使に対して抑圧的に機能し、いわゆる萎縮効果を及ぼす可能性が高いと考えます。このことは、②の「大人には子どもの権利を大切にしてほしいけれど、子どもはそれをらん用してはいけないと思うな」という記載についても当てはまります。 なお、仮に、子ども自身による権利の濫用といえるような事例が生じうるとしても、「育つ権利」を含めた「子どもの権利」の観点からは、子どもによる権利の主張・行使への抑圧となる上記記載でこれに対応するよりも、現にそうした事例が生じた段階で、当事者同士で話し合い、権利の相互調整を図ることでこれを解決することの方が望ましいといえます。 意見表明権をはじめ、子どもの権利は、放っておいても勝手に主張・行使される類のものではありません。	
--	---	--

	ある日突然、「今から自由に意見を言ってください」と子どもに伝えたとしても、すぐに意見を表明できる子どもは少ないでしょう。意見表明権を実質的に保障するためには、「意見を聞いてもらえる」、「話しやすい」環境を日頃から用意しておく必要があります。市をはじめとする周囲の大人には、なによりもまず、この環境を積極的に整備する責務が課されているはずです。ところが、上記記載は、これとは真逆の方向に機能してしまっています。 もう1点の理由として、「子どもの内心の自由の制約」の観点があります。 「他の人の権利も大切」の項目において、③「家族や友達を大切にしてくれ」との記載がありますが、家族や友人を大切にすることは、個人の内心の自由（思想・良心等の精神的自由）です。市の責任において発行するリーフレットの中で、家族や友人を大切にすることに働きかけることは、個人の内心の自由への不当な干渉に該当する可能性があります。また、児童虐待やいじめなど、子どもが長時間過ごす家庭や学校においてこそ、深刻な子どもの権利をめぐる問題が起きていることに留意すべきです。児童虐待やいじめに係る各種統計調査からも示される通り、子どもを取り巻く環境はますます厳しいものになっています。そのような中、市に求められるのは、上記のような道徳的干渉ではなく、子どもの権利の実現に対する社会的障壁を取り除き、その権利を実質的に保障するための施策をとることであるはずです。 以上、ア及びイにより、「他の人の権利も大切」の項目を削除すべきであると考えます。 子どもの権利の実現に係る観点からの条例の再評価と	
--	--	--

		して、2013年に子ども健やか育み条例が制定されてから、10年余りが経過しています。この間、国内では、2016年に子どもを権利の主体と位置付ける児童福祉法の改正が行われ、これ以降も、子どもの権利の実質的保障という観点から、同法の頻繁な改正が行われています。また、2019年には、国連子どもの権利条約委員会により日本政府に対する総括所見が出され、その中で、「意見を聴かれる権利を子どもが行使できるようにする環境を提供するとともに、家庭、学校、代替的養護および保健医療の現場、子どもに関わる司法手続および行政手続ならびに地域コミュニティにおいて、かつ環境問題を含むあらゆる関連の問題に関して、すべての子どもが意味のある形でかつエンパワーされながら参加することを積極的に促進する」ことが勧告されています。このように、子どもの権利をめぐる状況は日々変化しており、同条例の内容についても、子どもの権利の観点から総合的に再評価し、必要であれば、子どもの権利の実現に係る新たな施策を打ち出すことも視野にいれるべきであると思われます。	
68	P.128 社会的養育 推進計画	児童相談所設置基本計画にあった「ケアリーバー」というワードが見当たりません。どうなったのでしょうか。 世田谷区では、給付型奨学金、資格等取得支援、家賃支援、住宅支援などを盛り込んだ「せたがや若者フェアスタート」を始めています。豊中市でも具体的な支援制度をつくってください。	「ケアリーバー」については「児童養護施設等への措置を解除された者等」または「社会的養護経験者等」と表記し、「10社会的養護自立支援の推進に向けた取組み」の中で生活や就学・就労、居所の確保等自立に向けた取組みについて記載しました。自立援助ホームの必要性を検討しつつ、これまで本市が取り組んできた若者支援機関と連携し、児童相談所が要支援者を支援につなげていきます。

69	P.129 社会的養育 推進計画	「10 社会的養護自立支援の取組」について、社会的養護を離れる若者へのサポートは喫緊の課題です。とりわけ、住居と仕事が大きな課題だと考えられます。社会的養護を離れる若者の自立トレーニングの場として、さらにその後の住まいとして市営住宅の優先入居を検討する必要があると考えます。また、豊中市職員採用においても特別な措置の導入を検討する。あえて豊中市に児童相談所を設置するので市としての覚悟を示す必要があります。	社会的養護を離れてからの社会的自立が決して容易なものではなく、住居や仕事等に大きな課題があるものと認識しています。児童養護施設等を退所した後も、若者支援機関やシェアハウスを運営している団体等とも連携しながら、生活や就学・就労、自立援助ホーム等の住居所の確保等社会的自立に向けた支援を進めていきます。
70	P.129 社会的養育 推進計画	社会的擁護自立支援の取り組みについては毎年施設を離れざるを得ない子どもが目の前にいる状況から豊中市としては早急に具体策に取り組んでほしいです。	No.69 のとおり。
71	P.135 計画の進行 管理	計画の進行管理において市民の参加を保障する仕組みが不明確である。また、こどもの意見を聴く仕組みも不十分である。	本計画の進行管理の一環として、市では毎年度、計画の事業実施報告書の市民意見募集を行っています。 また、こどもの意見を聴く取組みとして「豊中市子ども健やか育み条例」第 12 条（子どもの社会参加の促進）に基づき、「子どもヒアリング」を実施しています。「子どもヒアリング」では、居場所づくりなど豊中市が実施する子育て・子育て支援に関する取組みについて、その主体である子どもたちから意見を聴き、市の施策へ活かしています。 また、令和 7 年度からは市職員がこどもが安心できる場に出向き、こどもが希望するテーマについて思いや考えを聴く取組みを開始します。今後も子どもの意見を聴き、市の取組みに活かしていくよう取り組んでまいります。

72	P.136 評価指標	子育て支援の評価指標にいじめ件数や、不登校児童生徒数を評価指標に入れるべきではないでしょうか。	本計画において、いじめの認知件数および不登校児童生徒数については、効果指標としては設定せず、現状把握という形で毎年度適切な進行管理を行います。
73	P.136～141 評価指標	素案の前提となる調査報告が公表されていないためか、評価指標が極めて恣意的です。「自分のことを好きだと思うこどもの割合」「自分に自信があるこどもの割合」「おうちの大人のひとと一緒に朝食を食べているこどもの割合」、これらの数値の変化と施策との関連について根拠がまったく分かりませn。 さらに、第 10 章に関わる評価指標が示されていません。	本計画の評価指標は、基本的には第 2 期子育て・子育て支援行動計画の評価指標を継承していますが、国が定めることも大綱およびこどもまんなか実行計画等の内容を勘案し、設定しています。 「自分のことを好きだと思うこどもの割合」については、重点施策 3 (P.32) および施策の柱 1-2、「おうちの大人のひとと一緒に朝食を食べているこどもの割合」については、「第 8 章こどもの未来応援施策の推進」(P.94～95)、「自分に自信があるこどもの割合」は同章(P.95)に関連しています。 また、社会的養育推進計画については、個別計画の中で進捗管理を行うため、全体の指標には掲載をしておりません。
74	全般	パブリックコメントの存在をどのように市民に周知しているのか不明です。 また、こども審議会で素案が確定したのが 24 年 12 月 26 日、HP で公開されたのが 25 年 1 月 14 日。26 日に確定したのだから速やかに HP で素案を公開するべきです。 時間的な余裕を持たせてパブコメを求めるべきで、現状では単に市民から意見を聞きましたというポーズに過ぎないのではないのでしょうか。 また、素案の前提となる調査報告書が公開されていない理由は何でしょうか。市民の税金を使って報告書を作成しているので、速やかに市は公開する義務があります。	市民意見募集の実施にあたっては、市広報や市ホームページ、市公式 LINE、子育て・子育て応援アプリ「とよふあみ」などで広く周知するとともに、本計画策定にあたりヒアリング等にご協力いただいたみなさまにメール等で周知しました。 また、素案については 12 月 26 日実施のこども審議会における委員の皆様のご意見を反映するため、最終的な庁内調整に要する時間を見込み、公表日（意見募集の開始日）を 1 月 14 日と設定したものです。 なお、意見募集期間は、「豊中市意見公募手続きに関する条例」に基づき 2 月 3 日までの 3 週間としています。 ニーズ等調査結果報告書につきましては、計画策定とともに、市 HP で公表をさせていただきます。本計画の策定にあたって諮問をしておりました、こども審議会等での議論の際

			には、ニーズ等調査の結果を資料として提出し審議をいただき、「1.ニーズ等調査等からみる状況と課題」にまとめております。 今後につきましては、意見公募手続きにあたって、計画素案とあわせて確認していただけるよう、公表いたします。
75	全般	「こどもすこやか育みプラン・とよなか」は「障害」のある子どもも含んで計画を立てられているのでしょうか。 「障害」のある子どもも豊中市の大切なひとりの子どもです。	本計画は、障害のあるこどもを含めたすべてのこどもの人権が尊重され、健やかに育ち、社会全体で子育て家庭を支え、こどもを愛情深く育むまちの実現をめざすものです。
76	全般	「こどもすこやか育みプラン・とよなか」はこの豊中で今最も力を入れている子どもに焦点を当てた計画だと思います。それだけに市民への周知や主体となるべき子どもたちへの説明や意見を聞く場をきちんと設けて、子どもをはじめとする市民ともっとひざを突き合わせた場を複数回設けるべきなのではないかと考えます。これはこの事業だけでなく他のパブリックコメントにおいても必要だと思います。	本計画の策定過程においては、こども・保護者等へのアンケート調査のほか、こども・保護者・支援者へのヒアリングを複数回実施し、いただいた意見を反映した上で、市民公募委員等も含んだこども審議会での審議を経て、本意見公募手続きを行っています。

(3) その他意見公募手続を実施した案と定めた計画との変更点

該当なし。